

令和7年12月1日

東員町議会

議長 南部 豊 様

東員町議会 議員 片松 雅 弘

研修報告書

研修期間	<u>令和7年11月26日(水)</u>
研修(視察)先	
目的(テーマ等)	みんなでつくるハラスメントのない議会
参加議員名 (複数の場合)	東員町議会議員全員
資料添付の有無	有 ・ 無

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページにご記入ください。

「みんなでつくるハラスメントのない議会」というテーマで4月に引き続き、東員町出身の 21 世紀職業財団認定ハラスメント防止コンサルタント特定非営利活動法人と仕事研究所認定キャリアアドバイザー米国 NLP 協会認定マスタープラクティショナー石垣弘美氏による講義を受けました。

ハラスメントの防止等に関して単独条例を制定している自治体や議会が増えてきている中でも、令和7年度でも各地域で、県や市町の首長によるハラスメント行為や議員によるハラスメントが問題になり話題になっています

東員町議会でも、全会一致の案件で議会から提出するのが本位ですが、東員町の議員の中にもこの条例を理解できないと思われる議員が居たため、議員発議での制定となりましたが、令和6年12月議会で「東員町ハラスメント防止等に関する」条例の制定を行いました。

年上か年下、期が古いか新しいか、男性か女性か、など複雑に絡み合っている中で、制定から1年ほど経過し再度、講義を受ける機会に恵まれました。

勘違いをしやすいのは、相手がパワハラと感じたらパワハラとなるのではなく、「業務上必要かつ相当な範囲」を超えた行為がパワハラとなる。ですが、この「業務上必要かつ相当な範囲」の認識が問題でどこまでが良しとし、どこからが NG であるかの明確な基準を設定することが不可能ですという説明に難しいなと思いました。

また講義の中で「マイクロアグレッション」という言葉が出てきました。無意識の偏見や思い込み（アンコンシャス・バイヤス）が言葉や態度に現れ、否定的なメッセージとなって伝わり意図せず誰かを傷つけてしまう事です。

ジェンダー編では「男なのに」「男の子は強く泣かない」など確かに幼少期に言われ育った言葉で昭和生まれの私には、当たり前になっている事でした。

年齢編では「若いわりに意外とできるね」「高齢者には無理でしょ」など無意識・無自覚とは言え周囲に悪影響を及ぼしてしまう危険性でした。

直接的なパワハラやモラハラには気を付けていますが、マイクロアグレッションを起こさないように気を付けなければいけないなと強く思いました

また、こちらとしては良い意味として使っている言葉などが、「うっかり差別発言」という場合になり得るなど、令和の時代に生きる難しさも感じました。

私たち議員は言論を交わすことが最大の活動だと考えておりますので、今後さらに議論して行くうえで大変参考になりました。今回もハラスメント講習は、非常に興味深く有意義な内容でした。